

電波利用環境委員会報告(案)概要

～CISPR H 関連会議の対処方針について～

令和2年10月13日
電波利用環境委員会
CISPR H作業班

【主なトピック】 主な審議状況及び対処方針（H小委員会）

H小委員会：無線業務保護のための妨害波許容値の決定モデル、共通エミッション規格を策定

妨害波許容値設定モデル CISRP TR 16-4-4の改定

1) 背景と課題

- 無線保護のための妨害波許容値の設定においては、被干渉無線信号の受信と、妨害波の発生との場所・時刻・周波数が常に一致するとは限らない（妨害波発生＝受信障害発生とは限らない）ことを考慮する必要がある。電磁干渉には多くの要因が影響し、そのほとんどはランダムな事象であることが問題となる。

2) 課題の解決方法

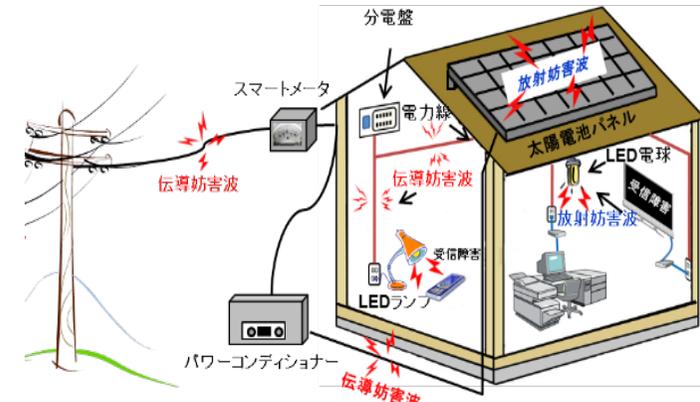
- CISPR TR 16-4-4は、受信障害の発生モデルと、それに寄与する確率的な要因（確率要素）を定め、許容値設定の考え方を記載している。この考え方を基本として、妨害波許容値の設定を行うこととしている。
- これまで、太陽光発電（PV）装置用のGCPCの伝導妨害波許容値（CISPR11）、超低電圧（ELV）屋内照明装置の伝導妨害波許容値（CISPR15）、EV・ハイブリッド車の30MHz未満の放射妨害波許容値（CISPR36）等に適用されている。

3) 審議状況

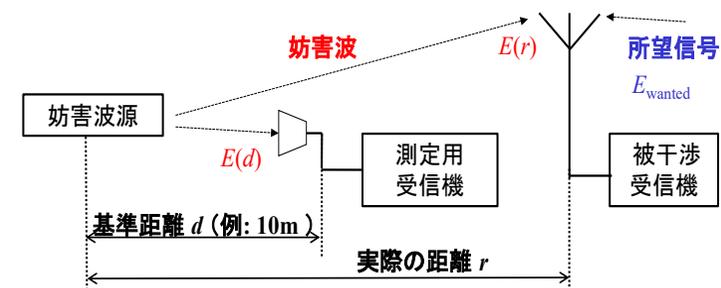
- CISPR TR 16-4-4を用いた許容値設定の検討過程で明らかになった本TRの内容不整合等を修正するためH小委員会MT-7が発足し、本文の改定作業が開始された。さらにMT-7はWG8に組織替えされ、6GHz以上の妨害波設定モデルの検討が開始された。なお、干渉苦情統計は本TRとは独立した出版物として発行されることとなった。

4) 対処方針

- 我が国からは、近傍界におけるモデルの適用性や、一部の確率要素の算出法に関する重要なコメントを提出し、技術報告書に反映されている。
- 技術報告書（TR）本文の改定作業においても、より妥当性の高い許容値設定モデルに向けて積極的に寄与を行う。



電磁妨害波による受信障害の発生モデルの検討



妨害波許容値設定のモデルの例
(実環境における波源-被干渉受信機間の妨害波の減衰を考慮)